

児童労働削減政策ケーススタディ ～バングラデシュにおけるMoU政策～

外国語学部英語学科 3年

A0251127 望月洋子

この論文は、バングラデシュにおいて先進国のアメリカやその他の国際NGO団体が自主的に行った児童労働政策（Harkin Bill）が結果として子供たちやその家族、またバングラデシュの政治経済に大きな影響を及ぼし、事態が複雑化してしまったこと、また、その後制定された Memorandum of Understanding (MoU) などについて述べている。本当に子供たちを守るために行った政策なのか、それとも両国の貿易経済の関係を促がすために行われたのかを追及したい。

児童労働は、国際問題の一つとして掲げられている世界問題であり、ILO、IPEC、UNICEF などのNGO期間を中心に基本条約の制定（第138条や第182条）から資金調達など児童労働撤廃の活動に取り組んでいる。児童労働定義は主に3つの形態が存在する：(1) 子供の仕事 (2) 児童労働 (3) 児童強制労働。児童の労働環境や労働内容といった児童にかかる負担のレベルによって形態区別され、厳しい労働ほどNGO機関の注目を集めている。UNICEF2000年報告書によると、世界には2億5千万人の児童労働が存在し、アジアに61%、アフリカに32%、ラテンアメリカに7%と振り分けられる。この論文は、児童労働が集中している代表的な国、バングラデシュに注目したい。

バングラデシュは、アジアにおいて最も高い率で都市化が進んでいる。少ない土地や伸び悩む経済成長や環境破壊により都市居住者は2002年の報告によると3000万人にまで達している。その中、首都ダッカに集中する児童労働の数は300万人と推定されており、年々増えている傾向だ。バングラデシュの主要産業は衣類産業であり、多くの児童も衣類産業に携わっている。

米国における Fair Labor Standards Act (FLSA) の見直しとして発行された Harkin Bill は、米国国内の児童労働による製品の輸入を禁止する条例だった。しかしこれは、バングラデシュにとって全体の6割を占める米国への輸出が断ち切られたことと同じであり、経済に大ダメージを与えた。逆に仕事を求める貧困者数を増やしてしまい、児童労働も増えてしまったのだ。

そして Harkin Bill の臨時対応策として制定されたのが Memorandum of Understanding (MoU) であり、児童を衣類産業から移動させ、300 Taka の資金援助をし、教育を受けさせる政策が行われた。この政策の効果は表れたが、児童労働の完全撤廃として認められる政策とはほど遠い。MoU は悪魔でも児童労働削減に関わるケーススタディの一貫としてとらえるべきで、完全な解決を求めるべきではないと思う。児童労働は、削減すべきだと思うが、その前に子供たちにとって本当は何が必要なのかをもっと分析すべきだと思う。それは、発展途上国の実生活をあまり考慮しないで政策が出ているからだ。

また、バングラデシュにおいて今回は主要産業である衣類産業が対象となったが、衣類産業よりももっと過酷で労働条件が厳しい労働を最初に対処すべきだと思う。MoUには多くの改善点が必要であり、私たちの児童労働に対する意識も深めていくべきだと思う。

<主要参考文献>

Begum Runa, “Elimination of Child Labour from the Export Garment Industry Of Bangladesh- An Experience of Western Intervention” 2003

Mohammad Mafixur Rahman, Rasheda Khanam, and Nur Uddin Absar, “Child Labor in Bangladesh: A Critical Appraisal of Harkin’s Bill and the MOU-Type Schooling Program” 1999

ILO駐日事務所ホームページ：<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/>

在日バングラデシュ大使館ホームページ：<http://www.bdembjp.com/index-j.htm>

日本UNICEF協会ホームページ：<http://www.unicef.or.jp/>